

平成 19 年 8 月 1 日

産業構造審議会 消費経済部会 製品安全小委員会事務局御中

「製品安全小委員会中間とりまとめ（案）に対する意見」

消費生活用製品安全法の改正に伴い、平成 19 年 5 月 14 日の施行以来、製品の事故の報告が続いているようです。製品事故を製造事業者・輸入事業者、行政、消費者が共有し、拡大被害の防止の観点からも、製品安全設計上からも制度が定着することを期待します。加えて、このたびの「製品ライフサイクル全体の安全確保の強化に向けて」と題し、事故の未然防止・・・「攻め」の安全確保という一歩進んだ取り組みを提示したことに大いなる共感を覚えるものです。

製品安全文化の構築という大きなテーマに各界挙げて取り組むために今回の「製品安全小委員会中間とりまとめ（案）」に若干の意見を申し述べさせていただきます。

記

1. 3 ページ (3) 「売り切り型」から「製品ライフサイクル全体を見据えた」ビジネスモデルへ・・・について

製造事業者・輸入事業者や販売事業者には製品を消費者が安全に使用して豊かな生活を享受することを目標とすることを企業理念として経営がなされることが期待される・・・まさにその通りで、消費者のくらしの安全・安心を裏切るような事業者の経営姿勢は必ず破綻し、信用失墜した事業者が社会から排除されている実態はこの数年の事案からも明確です。

殊に消費者が長期的に使用する製品の製造事業者や輸入事業者の安全配慮義務というのは重い責任の上に成り立つことを十分認識して、その設計・製造・輸入にあたっていただきたいと要請します。また、製品というのは、研究開発室や、プロフェッショナル間で使用されるものではなく、消費者の日常の生活の中で使用されるという原点を見失わないような配慮が要求されます。今回の中間とりまとめの中に企業姿勢の理念を明示したことは安全文化の醸成のためには企業の取り組み姿勢がまずもって重要との認識に立ったことと評価するものです。

2. 6 ページ 7 ページ 2. 保守・管理サポート制度の基本的考え方について

(2) 消費者の保守・管理責任と点検体制について

消費者が製品について耐用年数があるということは概念的に認識していることはあっても、一つ一つの製品ごとにどのくらい使用できるものかということを理解するのは甚だ困難です。一般的には、故障して、あるいは作動しなくなって初めて「寿命」を認識します。「バスタブ曲線」なるものも、一般的に消費者情報として認識されていることはまずないと言えます。しかし、製造事業者・輸入事業者は製品の保守・管理上適切な情報を持ちうる立場にあるわけで、それらの重要情報を適切に消費者に伝達する責務があると思われま

す。

当該製品の経年劣化事故防止のために点検時期の設定および表示を行うことで消費者が適切な製品選択ができる情報提供を行って欲しいし、使用に際しての点検意識を喚起する責務があることをまずもって認識していただきたいものです。

つまり、同じ製品であっても、A メーカーの製品は 10 年で点検時期に入るという設計製品だが価格は 10 万円、B メーカーの製品は 13 年で点検時期に入るが価格は 11 万円という風に、製造事業者・輸入事業者は、バスタブ曲線を延長する技術努力と広汎な製品選択肢を消費者に提供する努力をしていただきたいと希望します。

製造事業者等が点検制度について広報・啓発活動を行うことにより、消費者は製品選択時から製品の点検制度があることを知り、この制度を利用して適切な保守点検を行うことによって、より安全に製品を使用できるとの認識を深めていくと思われま

3. 7～8 ページ 対象製品の指定について

点検の指定製品は「都市・LPガス用ガス瞬間湯沸器」「電気式浴室換気乾燥暖房器」など現在 9 品目を予定していますが、消費者の保守・管理が難しいという特性と経年劣化による事故発生時には重大被害となる危険性をはらむという観点から適切な品目設定と判断します。ただ、瞬間湯沸器もガス用ふろがまも屋内型に限定していますが、果たして屋外型は除外して良いものかどうか検討を要すると思われま

す。

また、現在、消費者の手元で使用されている既販品は制度として適用されないとしても、点検の実施や広報・啓発活動がおこなわれることを希望します。

4. 8 ページ (1) 保守・管理上重要な情報の表示、説明文の添付について

製造事業者・輸入事業者は、指定製品本体に製造年月、設計耐用年数、点検期間、連絡先などを表示するという事に賛成です。ただ、製造年月及び、点検期間については極力製品本体に表示することを希望します。カタログ、取扱説明書にも詳細情報を記載したとしても、使用製品本体に記載があるのとカタログに記載されているのでは注意力に差が

です。現在既に、製品本体に製造年月が記載されているのが一般的ですから、そこに、点検期間を併記することは難しい問題ではないと考えます。

また、アラーム、タイムスタンプなどあらゆる方策をとり点検を消費者に認識・覚知させる努力を傾注されることを要請します。

5. 12 ページ (3) 本制度における「点検」の意義、内容等について

指定製品の点検における適切な「技術基準」を設定し、かつ、点検実施に必要な体制整備の担保策として指定製品の製造事業者・輸入事業者につき登録制などの適切な措置がとられるよう検討することに賛成です。一連の事故情報に基づき点検整備した製品から事故が発生したということを知るにつけ、点検の技術基準に信頼を寄せられるものでなければなりません。「技術基準」と「登録制」ということは消費者の信頼確保にとって必須要件と思います。

6. 18 ページ 「Ⅲ. 中古品の安全・安心の確保について」について

技術革新に伴い新機能や省エネに優れた新製品が次々と登場し結果的に中古市場が急速に拡大していることは想像に難くありません。別紙、「中古品安全・安心確保プログラム案」の「安全・安心中古品販売事業者認証ガイドライン」を早急に策定・公表・認証の作業が進められることを期待します。

i 更に、中古電気用品の点検行為については、a) 外観検査、b) 正常作動検査、c) 絶縁性能検査が列挙されていますが、それらの検査で安全性は十分であるのか多くの専門家の意見を真摯に受け止め、それなりのデータに裏打ちされた検査項目であってほしいと要請します。

ii また、「中古品の安全な販売」という点を重視し、点検行為については、家電製品エンジニア等の有資格者の検査とすること、有資格者の責任者の配置を努力義務ではなく、必須要件としていただくことを希望します。

iii リコール製品の取扱については「中古品販売事業者は、製造事業者等によるリコール製品を販売してはならない」とありますが、この部分も努力義務ではなく、禁止行為として明示していただきたく要請します。少なくとも SR ショップとしての標識を標榜する以上はリコール製品の販売はあってはならないと思います。

7. 19 ページ 3. 旧電気用品取締法適合製品の経過措置の見直しの検討について

旧電気用品取締法から電気用品安全法への移行経過措置（5年設定品）が終了する18年3月末の「PSE マーク」の混乱は記憶に新しいものです。しかし、経過措置終了前後も市

場に出ている製品は旧電気用品取締法に適合していた製品であることを考えれば、「PSE マーク」付与にのみ拘泥することはなかったということも言えます。また、この間、法律に則った検査実施後のマーク付与と、市場の製品の安全性のための出張検査において不適合率は零という結果ということで安全性が証明されたということであるならば、旧電気用品取締法適合品の経過措置そのものを見直すに問題はなかろうと判断します。

以 上

問い合わせ先

(社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会

152-0031 東京都目黒区中根2-13-18 第百生命都立大学駅前ビル

電話 03-3718-4678 FAX 03-3718-4015

E mail nacs-muse@y3.dion.ne.jp

世話人 花井・小林